資料１－３

住宅瑕疵担保履行制度をはじめとした
住宅取引における消費者保護のあり方検討ワーキンググループ規約

（名称）

第１条　本会は「住宅瑕疵担保履行制度をはじめとした住宅取引における消費者保護のあり方検討ワーキンググループ」（以下「瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧ」という。）と称する。

（目的）

第２条　瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧは、「住宅の維持保全・流通に関する制度検討会」の下に設置され、買主が安心して取引できる環境整備に向けて、瑕疵担保履行制度など消費者保護に関する既存制度について検証し、住宅の品質・性能及び維持保全に関する消費者への情報提供のあり方や、住宅流通における消費者保護の取組みの普及のあり方について検討することを目的とする。

（委員の任命）

第３条　瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧの委員は、瑕疵担保履行制度など、消費者保護に関する取組の実態等に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

（主査の選任等）

第４条　瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧには主査を置く。

２　主査は、国土交通省住宅局が選任する。

３　主査は、瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧの会務を総理し、瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧを代表する。

４　主査は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧに出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

５　瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧにはオブザーバーを置くことができる。

６　オブザーバーは瑕疵担保・消費者保護ＷＧに出席し、求めに応じて発言することができる。

（WG の議事）

第５条　瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧの議事は、非公開とする。

２　瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧの議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。

３　瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧについては、主査に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、主査が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第６条　瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧの事務局は、国土交通省住宅局参事官（住宅

瑕疵担保対策担当）付に置く。

（雑則）

第７条　この規約に定めるもののほか、瑕疵担保履行制度・消費者保護ＷＧの運営に関し必要な事項は、主査が定める。